

事 務 連 絡

平成28年11月16日

地方入国管理局首席審査官（難民調査担当） 殿

地方入国管理支局首席審査官（難民調査担当） 殿

法務省入国管理局総務課

難民認定室補佐官 菱田 泰弘

難民認定手続における難民該当性の適切な評価について（通知）

先般、名古屋高等裁判所において、ウガンダ人に係る難民不認定処分等取消請求事件（平成28年（行コ）第19号）について、国側敗訴の判決（以下「本件判決」という。）があり、同判決が確定しました。

同判決の内容を検討した結果、当該ウガンダ人に係る難民認定手続において、申請者の供述の信ぴょう性及び迫害のおそれを評価するに当たり、申請者の出身国における危険性についての客観的情報を正確に把握していなかったと思われる点が見受けられました（下記1参照）。

出身国情報を正確に把握していなければ、申請者の供述の信ぴょう性を適切に評価できず、申請者の個別的事情について誤った事実認定をする可能性があります。また、申請者の出身国における危険性についての客観的事情を適切に認定できず、その結果、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度について誤った評価をする可能性があります。仮に申請者の個別的事情について適切に事実認定したとしても、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度について誤った評価を行ってれば、難民該当性を正しく判断できません。

すなわち、申請者の難民該当性を適切に判断するためには、①申請者の出身国における危険性についての客観的情報を取得しておくこと、②難民調査官がその内容を正確に把握しておくこと、③申請者の個別的事情について適切に事実認定すること、④申請者の個別的事情を出身国における危険性に照らし合わせて、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度を適切に評価することが必要不可欠であり、そのいずれかを欠いた場合には、難民該当性を適切に判断することは困難となります（平成23年3月7日付け法務省管総第1411号総務課長及び審判課長通知参照）。

ついては、本通知到着次第、下記2のとおり実施されたく、通知します。

なお、管下出張所長には、貴職から通知願います。

記

1 判決内容の検討

(1) 事案の概要

本件は、ウガンダ国籍を有する申請者（控訴人）が、本国において、野党であるFDCの党员として、FDCへの支援を依頼したり、選挙の際に動員役員を務め、投票を呼びかけるなどの活動に従事していたところ、公開集会でFDCへの支援を呼びかける演説をした数日後、親政府勢力と思われる見知らぬ集団から、他のFDC党员と共に襲撃事件に遭ったことなどを主張し、2011年1月11日付け難民不認定処分（以下「本件処分」という。）の取消しなどを求めた事案である。

(2) 本件判決の要旨

ア 控訴人の難民該当性に関する結論部分

本件判決は、「控訴人がウガンダに帰国した場合、FDC党员であること又はウガンダ政府に反対する政治的意見を有していることにより不当な身柄拘束や暴行等の迫害を受けるおそれがあり、通常人においても、上記迫害の恐怖を抱くような客観的事情があると認められることから、入管法にいう難民に該当する」旨判示した。

イ 控訴人の供述の信ぴょう性に関する評価部分

本件判決は、国側が、控訴人の供述に客観的な裏付けがなく、政治活動に関する供述が合理的理由なく変遷していることなどから、信ぴょう性がない旨主張したのに対し、出身国情報（米国国務省作成の人権状況国別報告書、英国内務省作成の出身国情報主要文書、カナダ移民難民局作成の資料、アムネスティ・インターナショナルの報告書等）によって、ウガンダの一般情勢、ウガンダの人権状況、FDCに関する状況等を認定した上で、「控訴人の供述は、重要な部分について客観的な裏付けがあり、かつ、難民該当性に関する中核的事情についての供述は具体的で一貫しており、ウガンダの客観情勢とも整合していることから、一定程度信用できる」旨判示した。

ウ 控訴人の個別的事情に関する事実認定部分

本件判決は、上記イの信ぴょう性評価を前提として、「控訴人が、FDCの党员であること、FDCの覆面組織ともいべきWWIの活動を通じて、地域住民にFDCの活動を紹介したり、FDCへの支援を依頼する活動をしていたこと、過去の選挙で、FDCの動員役員を務め、FDCへの投票を呼びかけるなどの活動に従事したこと、ラジオ番組に出演するなどしてFDCの

政策を説明したり、FDCへの支援を呼びかけるなどしたこと、そうした中で、LC1（村の行政府のこと）からWWIの活動について出頭して説明するよう求められたこと、公開集会でFDCへの支援を呼びかける演説をした数日後に、他のFDC党员と共に暴行を受ける襲撃事件に遭ったこと、LC1からの手紙で、政治活動を止めるよう警告を受けたことなどが認められる」旨判示した。

エ 控訴人の迫害のおそれに関する評価

本件判決は、国側が、仮に控訴人の供述を前提にしても、ウガンダでは、控訴人の出国当時、FDCが合法政党となっており、その約2年前の選挙では、主要政党になっていることから、本件処分当時、FDCの構成員がウガンダ政府から迫害を受ける具体的、客観的な危険性があるとは認められないと主張したのに対し、「認定事実（ウガンダの客観情勢）によれば、FDCが合法政党となった後も、ウガンダ政府によるFDCに対する弾圧は、党首に対するもののみならず、党员や支持者一般に対して広く行われていることが認められる」旨判示した。

また、本件判決は、国側が、控訴人のFDCにおける地位に照らせば、ウガンダ政府から個別に迫害の対象として関心を寄せられるような指導的立場にあったとはいえ、控訴人が本名でウガンダ政府から旅券の発給を受けて出国していることからすれば、国籍国の保護を受けていたというべきである旨主張したのに対し、「控訴人がFDCの指導的立場にある者として個別的に危険視され、迫害すべき特定の対象として認識されていたとは認め難い」旨判示し、他方で、「ウガンダ政府が、FDCの役職者や指導的立場にある者のみならず、集会や抗議活動に参加するFDC党员一般に対して、発砲、催涙ガスの発射、暴行、逮捕・拘留、集会の阻止などの行為を行っていることが認められるため、指導的立場になくとも、控訴人のように、FDCの党员として実質的な活動をし、集会に参加して積極的に発言したり、動員役員としてFDC支援を募る有意な活動をするなどしていれば、ウガンダ政府から迫害を受けるおそれがあると認められ、控訴人が現に、新政府勢力と推認される集団から襲撃を受けたと認められるため、本件事実関係の下においては、指導的立場になかったことは、控訴人の難民該当性を否定する根拠とはならず、正規の手続で自己名義の旅券を取得したことも同様である」旨判示した。

(3) 検討

ウガンダ政府による野党党首、一般党员や支持者に対する弾圧の状況、すなわち控訴人の出身国における危険性についての客観的情報は、本件処分当時、

当局も裁判所と同様の情報(米国国務省報告等)を把握できる状態にあったのであるから、それらの情報を正確に把握していれば、控訴人の出身国における危険性に関する客観的事実について裁判所の認定と大きな違いを生じなかったはずであり、控訴人の供述を前提とした場合の迫害のおそれの有無及びその程度の評価を誤ることはなかったと考えられる上、控訴人の供述の信ぴょう性についても、その供述内容と出身国情報が整合しているとの評価もあり得たと考えられる。

したがって、控訴人の難民該当性判断を誤ったのは、出身国情報、特に控訴人の出身国における危険性についての客観的情報を正確に把握しなかったことが主な原因であったと考えられる。

2 難民該当性の適切な評価について

難民認定申請案件に係る調査においては、今後、以下のことに留意して、基本的に忠実な調査を実施されたい。

- 出身国情報（申請者の出身国における人種、宗教、政治、治安等の情勢に関する情報）については、申請者が供述する個別的事実に応じた最新の情報を確認し、その内容を正確に把握すること
- 申請者の供述の信ぴょう性については、申請者の記憶力、理解力及び表現力の程度が様々であることや言語的な問題があり得ることなどに鑑み、周辺事情の些細な変遷や不一致にとらわれたり、難民調査官の主観的な視点のみによる独断的な評価とならないよう意識し、正確に把握した出身国情報に基づき、第三者的・客観的な視点による適切な評価をすること
- 迫害のおそれの有無及びその程度については、過去の類似案件の評価手法を安易に用いるのではなく、適切に事実認定した個別的事実を、正確に把握した出身国情報、特に申請者の出身国における危険性についての客観的情報に照らし合わせて、適切な評価をすること（例えば、反政府組織における活動を理由とする迫害のおそれを主張する申請者の案件については、同組織の指導者的立場にある者のみが迫害を受けるおそれがあるとの明確な出身国情報がない限り、同組織における申請者の地位のみに基づいて迫害のおそれの有無及びその程度を評価してはならず、申請者の実質的な活動状況や過去の迫害事情等の個別的事実を、申請者の出身国における危険性についての客観的事実に照らし合わせ、申請者の迫害のおそれの有無及びその程度を適切に評価すべきである。）